

## 第9回“日本の食品”輸出EXPO

### 千葉県出展ブース設営・管理業務委託 企画提案募集要項

#### 1 業務名

第9回“日本の食品”輸出EXPO 千葉県出展ブース設営・管理業務

#### 2 委託業務の内容

「第9回“日本の食品”輸出EXPO 千葉県出展ブース設営・管理業務委託仕様書」に示したとおり。

#### 3 共同出展団体

千葉県は成田市との2者で共同出展する。

#### 4 業務の実施方法

企画提案を募り、審査を経て1団体を決定し、業務を委託する。

#### 5 応募資格要件

法人格を有する団体で、次の全ての要件を満たす場合に応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査を行う選考委員会（以下「委員会」という。）の開催時までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録されている者、または登録見込みの者であること。
- (3) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格などに基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 6 質問の受付・回答

本件に関する質問は、電子メールで下記の期間において受け付ける。なお、電話で電子メールの到達確認を必ず行うこと。質問及び回答内容は、千葉県ホームページで公開する場合がある。

質問期限：令和6年7月9日（火）15時まで

連絡先：千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課 輸出支援室

メール：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-3086

※応募の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

## 7 応募方法

### (1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メールで令和6年7月9日（火）15時までに提出すること。なお、提出後、電話で到着確認を行うこと。

○ 提出先：千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課 輸出支援室

メール：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-3086

※ 応募申出書には社印・代表者印等は不要。

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募の辞退は可能とする。

※ 応募申出書を提出しない場合、本事業への応募はできない。

### (2) 応募書類等

様式はA4版とし、以下ア～ウに定めた書類を提出すること。

なお、提出部数は6部（正本1部、副本5部（コピー可））とする。

#### ア 企画提案書

企画提案書は以下(ア)～(オ)に従い作成すること。なお、枚数及び様式は自由とするが、A4版、横書きとし、(ア)～(オ)の順に並べ、左綴じとすること。

#### (ア) 表紙

a 宛名：「千葉県知事 熊谷 俊人」とする。

b タイトル：第9回“日本の食品”輸出EXPO

千葉県共同出展ブース設営・管理業務 企画提案書

c その他：提出年月日、住所（所在地）、団体・企業名、代表者の氏名・役職名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載し、正本はわかるように副本と区別すること。

#### (イ) 提案事項

次の事項を網羅し、明確かつ具体的に分かる資料を添付すること。

なお、提案は共同出展ブース全体について行うこと。

a ブース関係

(a) デザインコンセプト、テーマ

(b) ブースの平面図、立面図、イメージパース

※仕様書内に定めた設置・設営物の位置、形状、サイズ等が明確にイメージできるようにすること。

(c) 準備備品・資材等のリスト

(d) 仕様書で定めた設営物（パネル等）のデザインイメージ

b その他

独自の付帯提案等があれば、その企画内容。

(ウ) 過去における類似業務実績

- ・ 業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件程度記載した資料を添付すること。
- ・ 概ね3年以内の実績を示すこと。
- ・ 記載する内容は、千葉県、成田市及び官公庁に係る団体からの受注業務に限定されない。

(エ) 業務の実施体制・スケジュール

次の事項を示した資料を添付すること。

- ・ 本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- ・ 主従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等
- ・ 令和6年8月1日を契約日と仮定した場合の本業務の実施スケジュール

(オ) 見積書

- ・ 仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定し、出来るだけ項目（内訳）を詳細に分類して示した資料を添付すること。
- ・ 「千葉県の委託費分」及び「成田市の委託費分」並びに、後述の「県・成田市を含めた委託事業総額分」を提出すること。

イ 法人に関する概要（様式第2号）

ウ その他 応募団体の概要が分かるパンフレット等

※ なお、必要な場合、上記以外の資料の提出を求めることがある。

(3) 応募書類の提出期限

令和6年7月16日（火）15時必着

(4) 提出方法

- ① 持参の際は、上記締切日までの期間内（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までに（提出期限日は15時まで）提出すること。
- ② 郵送する場合は、事前連絡を行い、送付・受取を明確にすること。また、提出期限日の15時までに必着するように提出すること。

## 8 審査・選考方法

- (1) 応募書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙選定基準に基づき、委員会で審査を行い、最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) 委員会は、令和6年7月22日頃に開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。委員会における資料は応募書類等のみとし、フリップやプロジェクター等の使用は不可とする。なお、日程等の詳細は応募団体に別途通知する。
- (3) 委員会については、応募団体の数が5者以上の場合、委員会は書面による1次審査を実施し、(2)の委員会に参加する4者程度を選定する。
- (4) 選定結果は、全応募団体へ通知する。結果の内容の照会等には回答しない。

## 9 提案無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その団体の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない団体等が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先へ応募申出書及び応募書類の提出がされないとき。
- (3) 応募において、2以上の提案を行ったとき。
- (4) 応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。
- (5) 応募書類に不備があり、所定の期限までに揃わないとき。
- (6) 応募書類において、定めた事項が確認できない資料があったとき。
- (7) 見積書記載の金額が10(3)の委託費の上限額を上回るとき。
- (8) 応募に対して談合等の不正行為があったとき。
- (9) 委員会を欠席したとき。
- (10) その他、選定を行うに当たって不相当と判断したとき。

## 10 委託契約

選定した団体と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (1) 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日(金)まで

### (2) 契約にあたっての留意事項

ア 契約については、千葉県、成田市それぞれと契約手続を行うこととする。

イ 選定した企画案については、そのまま承るものではなく、委託元と協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。

ウ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部の再委託について、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託を行ってはならない。

### (3) 経費、委託費等

#### ア 委託費

本契約における県との委託費は4,500,000円以内(消費税及び地方消費税込み(以下「消費税込み」とする。))とする。

#### イ 出展者負担金

千葉県ブースへの出展者数は4社（2小間分）とし、各出展者に対し負担金を各100,000円（消費税込み）を請求し、合計400,000円（消費税込み）を出展経費に充てるものとする。

#### ウ 予算の総額

千葉県共同出展ブース全体の予算の総額は、委託費と出展者負担金を合算した6,376,000円以内（消費税込み）とする。

(参考)

- ・委託費（消費税込み）

千葉県：4,500,000円以内

成田市：1,476,000円以内

合計5,976,000円以内（消費税込み）

委託費は事業完了後、千葉県、成田市それぞれに対し請求するものとする。

- ・出展者負担金（消費税込み）

千葉県ブース（4社）：400,000円

成田市ブースの出展者については、出展者負担金の請求は行わないものとする。また、出展者負担金は、県が出展者を決定した後に、受託者が各出展者へ請求するものとする。

#### (4) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（出展料、装飾施工費、旅費、通信運搬費、消耗品費、保険料、事業実施のための人件費、会期中に成田市ブース内で要した光熱水費等）とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。

## 12 その他

- (1) 提出された応募書類は返却しない。
- (2) 提出された応募書類は必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び委員会での検討に限る。
- (3) 提出された提案書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示することがある。
- (4) 応募に要する経費は、全て提出者の負担とする。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 別 紙

### 第9回 “日本の食品” 輸出E X P O 千葉県共同出展ブース設営・管理業務 企画提案募集に係る選定基準

#### 1 選考の手順

形式選考基準を満たした応募のうち、内容選考基準により総合的に評価し、委託先候補を選考する。

#### 2 選考基準

##### (1) 形式選考基準

- ア 応募申出書を提出しているか。
- イ 応募資格を満たしているか。
- ウ 応募書類が適切に提出されているか。

##### (2) 内容選考基準

###### ア 提案内容

- ・業務の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
- ・仕様書の内容を満たし、効率的な運営や、事業効果がより期待できる設計・デザイン等になっているか。
- ・独自提案は事業効果を高めることが期待できるか。

###### イ 事業実施体制

- ・事業の実施に関する体制、人員配置等は妥当か。
- ・事業の実施に関するスケジュールは妥当かつ確実性があるか。
- ・過去に同様の事業経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか。

###### ウ 経費の合理性

- ・見積書に所要経費、算定根拠が明確に示されているか。
- ・各所要経費は妥当か。